

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		初期消火器具整備費補助金		市の担当部課	消防本部消防署		
				問い合わせ先	0568-65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山西地区コミュニティ推進協議会		代表者名	会長 高橋佑二		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市初期消火器具整備費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成31年度	補助終了年度	令和5年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		初期消火器具を各地区に設置してもらうことで、消火器では対応困難な火災や、地震等の大規模災害時における災害を軽減する備えとするため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		—	135,000 円	164,000 円	300,000 円		
		—	(135,000 円)	(164,000 円)	(300,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		犬山西地区コミュニティ推進協議会の構成町内会である北三笠町内会と木津区の2カ所へ、初期消火器具セットを設置した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		330,000 円			
		うち補助事業全体の経費		330,000 円			
		うち補助対象経費		164,000 円			
		補助対象経費の内訳		初期消火器具の購入(2セット)82,000×2セット		164,000 円	
				(スタンドパイプ、ホース、筒先、金具、台車、収納箱)			
補助額の算出方法		補助率、補助額		初期消火器具の購入に係る費用の1/2			
		補助限度額		150,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払いを行うため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		初期消火器具が設置されたことにより、設置地区で消火訓練が実施され、初期消火体制の確保と防火意識が向上した。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。